

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年9月6日(2007.9.6)

【公開番号】特開2005-152416(P2005-152416A)
 【公開日】平成17年6月16日(2005.6.16)
 【年通号数】公開・登録公報2005-023
 【出願番号】特願2003-397377(P2003-397377)
 【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 2 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月19日(2007.7.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可撓性を有し、体腔内に挿入される内視鏡挿入部と、処置具及び前記処置具が挿通可能なチャンネルのいずれか又は挿通可能な管部と、

該管部内において、前記内視鏡挿入部と、前記処置具及び前記チャンネルのいずれか又はを支持する貫通孔を有する気密部材とを備え、

前記気密部材は、前記内視鏡挿入部の外周、前記処置具又は前記チャンネルの外周、及び前記管部の内周とそれぞれに気密かつ移動可能に接することによって、前記管部の先端と基端との間の気密を保持することを特徴とする挿入補助具。

【請求項2】

可撓性を有し、体腔内に挿入される内視鏡挿入部と、処置具及び前記処置具が挿通可能なチャンネルのいずれか又は挿通可能な管部と、

該管部内において、前記内視鏡挿入部と、前記処置具及び前記チャンネルのいずれか又はを支持する貫通孔を有する気密部材とを備え、

前記気密部材は、前記内視鏡挿入部の外周、前記処置具又は前記チャンネルの外周の少なくとも一方に固定され、かつ前記管部の内周と気密かつ移動可能に接することによって、前記管部の先端と基端との間の気密を保持することを特徴とする挿入補助具。

【請求項3】

前記気密部材は、前記管部の内周と気密に接触して前記管部の内周と摺動可能な第1摺動部、前記内視鏡挿入部の外周と気密に接触して前記内視鏡挿入部の外周と摺動可能な第2摺動部、又は、前記処置具又はチャンネルの外周と気密に接触して前記処置具又はチャンネルの外周と摺動可能な第3摺動部のうち少なくとも一つを備えることを特徴とする請求項1又は2に記載の挿入補助具。

【請求項4】

前記管部の内周と気密に接触して前記管部の内周と摺動可能な第1摺動部、前記内視鏡挿入部の外周と気密に接触して前記内視鏡挿入部の外周と摺動可能な第2摺動部、又は、前記処置具又はチャンネルの外周と気密に接触して前記処置具又はチャンネルの外周と摺動可能な第3摺動部のうち少なくとも一つが凸状に突出する凸部を有することを特徴とする請求項3に記載の挿入補助具。

【請求項5】

前記管部の内周から離間した前記気密部材の外周を覆うように巻き回された補強バンド部材をさらに備えることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の挿入補助具。

【請求項 6】

前記内視鏡挿入部と前記処置具又は前記チャンネルのいずれかとを結束する固定具をさらに備えることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の挿入補助具。

【請求項 7】

前記処置具が挿通された前記チャンネルが前記気密部材の前記貫通孔に挿入されており、前記チャンネルの内周と前記処置具の外周との間に気密構造を有することを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の挿入補助具。

【請求項 8】

前記気密部材は、前記管部の軸線方向に沿った少なくとも 2 箇所において、前記管部の内周と気密かつ摺動可能に接触する第 1 摺動部をさらに備えることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の挿入補助具。

【請求項 9】

前記気密部材は、前記管部の軸線方向に沿った少なくとも 2 箇所において、前記内視鏡挿入部の外周と気密かつ摺動可能に接触する第 2 摺動部をさらに備えることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の挿入補助具。

【請求項 10】

前記気密部材は、前記管部の軸線方向に沿った少なくとも 2 箇所において、前記処置具又は前記チャンネルの外周と気密かつ摺動可能に接触する第 3 摺動部をさらに備えることを特徴とする請求項 1 に記載の挿入補助具。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

本発明は、上記課題を解決するため、以下の手段を採用する。

本発明に係る挿入補助具は、可撓性を有し、体腔内に挿入される内視鏡挿入部と、処置具及び前記処置具が挿通可能なチャンネルのいずれかとが挿通可能な管部と、該管部内において、前記内視鏡挿入部と、前記処置具及び前記チャンネルのいずれかとを支持する貫通孔を有する気密部材とを備え、前記気密部材は、前記内視鏡挿入部の外周、前記処置具又は前記チャンネルの外周、及び前記管部の内周とそれぞれに気密かつ移動可能に接することによって、前記管部の先端と基端との間の気密を保持することを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

また、本発明の他の態様の挿入補助具は、可撓性を有し、体腔内に挿入される内視鏡挿入部と、処置具及び前記処置具が挿通可能なチャンネルのいずれかとが挿通可能な管部と、該管部内において、前記内視鏡挿入部と、前記処置具及び前記チャンネルのいずれかとを支持する貫通孔を有する気密部材とを備え、前記気密部材は、前記内視鏡挿入部の外周、前記処置具又は前記チャンネルの外周の少なくとも一方に固定され、かつ前記管部の内周と気密かつ移動可能に接することによって、前記管部の先端と基端との間の気密を保持することを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記気密部材は、前記管部の内周と気密に接触して前記管部の内周と摺動可能な第1摺動部、前記内視鏡挿入部の外周と気密に接触して前記内視鏡挿入部の外周と摺動可能な第2摺動部、又は、前記処置具又はチャンネルの外周と気密に接触して前記処置具又はチャンネルの外周と摺動可能な第3摺動部のうち少なくとも一つを備えるものでもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

前記気密部材においては、前記管部の内周と気密に接触して前記管部の内周と摺動可能な第1摺動部、前記内視鏡挿入部の外周と気密に接触して前記内視鏡挿入部の外周と摺動可能な第2摺動部、又は、前記処置具又はチャンネルの外周と気密に接触して前記処置具又はチャンネルの外周と摺動可能な第3摺動部のうち少なくとも一つが凸状に突出する凸部を有してもよい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、本発明の挿入補助具は、前記管部の内周から離間した前記気密部材の外周を覆うように巻き回された補強バンド部材をさらに備えてもよい。さらに、本発明の挿入補助具は、前記内視鏡挿入部と前記処置具又は前記チャンネルのいずれかとを結束する固定具をさらに備えてもよい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の挿入補助具においては、前記処置具が挿通された前記チャンネルが前記気密部材の前記貫通孔に挿入されており、前記チャンネルの内周と前記処置具の外周との間に気密構造を有してもよい。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

前記気密部材は、前記管部の軸線方向に沿った少なくとも2箇所において、前記管部の内周と気密かつ摺動可能に接触する第1摺動部をさらに備えてもよい。

また、前記気密部材は、前記管部の軸線方向に沿った少なくとも2箇所において、前記内視鏡挿入部の外周と気密かつ摺動可能に接触する第2摺動部をさらに備えてもよい。

さらに、前記気密部材は、前記管部の軸線方向に沿った少なくとも2箇所において、前記処置具又は前記チャンネルの外周と気密かつ摺動可能に接触する第3摺動部をさらに備えてもよい。